

(平成22年6月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 12 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月 22 日

A社での、平成19年8月分の賞与支給明細書において、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、同社が当該届出を社会保険事務所（当時）に時効成立後に提出したため、申立期間の厚生年金保険の記録は厚生年金保険法第75条に該当し、保険給付には反映されないため、当該記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳及び申立人が保管する申立期間の賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払いを受け、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立期間の賃金台帳及び賞与支給明細書から30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立ての賞与に係る支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を14万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月22日

A社での、平成19年8月分の賞与支給明細書において、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、同社が当該届出を社会保険事務所（当時）に時効成立後に提出したため、申立期間の厚生年金保険の記録は厚生年金保険法第75条に該当し、保険給付には反映されないため、当該記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳及び申立人が保管する申立期間の賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払いを受け、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立期間の賃金台帳及び賞与支給明細書から14万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立ての賞与に係る支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を10万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月22日

A社での、平成19年8月分の賞与支給明細書において、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、同社が当該届出を社会保険事務所（当時）に時効成立後に提出したため、申立期間の厚生年金保険の記録は厚生年金保険法第75条に該当し、保険給付には反映されないため、当該記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳及び申立人が保管する申立期間の賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払いを受け、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立期間の賃金台帳及び賞与支給明細書から10万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立ての賞与に係る支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月 22 日

A社での、平成19年8月分の賞与支給明細書において、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、同社が当該届出を社会保険事務所（当時）に時効成立後に提出したため、申立期間の厚生年金保険の記録は厚生年金保険法第75条に該当し、保険給付には反映されないため、当該記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳及び申立人が保管する申立期間の賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払いを受け、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立期間の賃金台帳及び賞与支給明細書から32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立ての賞与に係る支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年9月1日から17年7月1日まで

私のねんきん定期便を見ると、A社で勤務していた期間のうち、平成16年9月から17年6月までの標準報酬月額が22万円とされているが、実際には25万円を支給されていた。申立期間の標準報酬月額を実際の支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の会計事務を受託している会計事務所が保管する申立人に係る平成16年及び17年の源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は「申立人の報酬月額を22万円として社会保険事務所（当時）に届書を提出したことはない。」と回答しているが、事業主が平成17年7月11日付けで社会保険事務所に提出した月額変更届に、申立人の従前の標準報酬月額が22万円と記載されていることから、事業主は、申立人の申立期間における標準報酬月額を22万円と届出していたことが認められ、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年11月から平成元年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年11月から平成元年2月まで
昭和63年11月に初めて勤めたA社を退職したとき、同社の総務担当者から「国民年金への切替手続をしておくように。」と言われ、当時のB市町村役場（現在は、C市町村）で国民年金の加入手続をした。国民年金保険料を納付していないとは考えられないので、納付記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年11月に国民年金保険の加入手続をしたと主張しているが、オンライン記録によると、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された事跡が確認できず、申立人は現在まで国民年金の未加入者であることから、申立期間は、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、オンライン記録によると、申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料は未納となっているが、当該未納期間は、平成元年3月から7年1月までの第3号特例納付期間に係る届出が9年3月3日に行われたことに伴って記録されたものであることから、申立人が主張する昭和63年11月には、国民年金の加入手続は行われていないことがうかがえる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続をしたはずと主張しているものの、保険料の納付方法や金額などの記憶は無いと供述している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 9 月から平成元年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月から平成元年 9 月まで

私が 20 歳になった時、学生であっても国民年金保険料を納めなければならぬとする法律ができていたので、母親から平成元年か 2 年ごろに市町村役場の窓口に出向き、20 歳になった昭和 62 年 * 月以降の保険料をさかのぼって一括納付したと聞いている。

申立期間が国民年金保険料納付済期間となるよう、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

A 市町村保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人に係る国民年金の加入手続受付日は平成 3 年 10 月 21 日となっており、この時点において、申立期間の大半は、時効により国民年金保険料が納付できない期間に該当する。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親が記憶している納付金額（約 24 万円）は、申立期間の保険料額（19 万 2,200 円）とは相違がみられる。一方、オンライン記録によると、申立人に係る申立期間直後の平成元年 10 月から 3 年 3 月までの期間の保険料が同年 11 月 27 日に過年度納付されていることが確認でき、当該期間の保険料額が 25 万 6,800 円であることを踏まえると、申立人及び申立人の母親は当該過年度納付を申立期間の保険料納付と誤認していることが考えられる。

さらに、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号である国民年金手帳記号番号のほかに、申立人に対して、20 歳到達時の昭和 62 年 * 月 * 日を資格取得日として、平成元年に A 市町村において職権で払い出された別の国民年金手帳記号番号が確認できるところ、当該手帳記号番号は、資格取得日にさかのぼって取り消されており、保険料の納付記録も確認できない上、このほかに、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年11月から平成4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年11月から平成4年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、母が集金に来てくれた人に、国民健康保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間が未納となっているのは間違いだと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に達した昭和63年*月から平成4年4月に厚生年金保険に加入するまでの期間の国民年金保険料について、申立人の母親が集金人に納付していたと主張しているが、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の被保険者番号であり、当該基礎年金番号で国民年金保険料が納付されていることが確認できるところ、基礎年金番号で国民年金保険料が納付できるのは平成9年1月1日以降である。このため、申立人が主張する4年4月以前に保険料を納付するには、別途国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要となるが、申立人に対し、同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A市町村の記録によると、申立人が最初に国民年金被保険者となった日(平成3年4月1日)は、平成10年3月12日に届出されたことが確認でき、その時点で、申立期間は、時効により国民年金保険料が納付できない期間に該当する。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続についても「いつ、どこで、誰がしたかも分からない。」と供述していることに加え、申立期間の保険料納付を行っていたとする申立人の母親は、申立人に係る国民年金加入手続は行っていないと供述している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から40年3月まで

私は、高等学校を卒業後の昭和35年4月からA社に勤務し、当時の社長の息子であった現在の夫と37年5月に結婚した。結婚前から会社の得意先であったB市町村の集金人に、「二十歳になったら国民年金に入ってよ。」と再三言われていたので、その集金人に手続をしてもらい国民年金に加入した。

しかし、年金記録を確認したところ、昭和37年2月から40年3月までの38か月間が未納となっている。

私は、二十歳になった時に国民年金に加入し保険料を納付していたと思っていたが、少なくとも結婚後は、夫の保険料と一緒に集金人に納付していたのは間違いないので記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、二十歳になった昭和37年*月から国民年金保険料を集金人に納付し、結婚後の同年5月からは、夫婦一緒に保険料を集金人に納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は40年3月12日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立人の主張する期間の保険料の一部は時効により納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。その上、B市町村では、「国民年金被保険者資格取得届を受理する前や国民年金手帳記号番号が払い出される前に、市町村職員又は集金人が国民年金保険料を預かるような取扱いはしていない。」と回答しており、申立人から申立期間の保険料をさかのぼって納付したとの主張も無い。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

和歌山国民年金 事案 597 (事案 377 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から53年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から53年9月まで

前回の申立ては、私の国民年金保険料を納付した母親の納付に係る当時の記憶があいまいであること等から、申立期間すべての記録訂正は認められなかった。

しかしながら、母親は高齢で、病院で検査をしたところアルツハイマー病と診断された。このような状態で行われた事情聴取では明確な回答を得ることが難しいので、再度調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年11月17日に払い出されており、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、その時点では、申立期間の大半が時効により納付できない期間であること、ii) 申立人自身は国民年金への加入及び保険料の納付に関与しておらず、一緒に納付していたとする母親の記憶もあいまいで、確かな供述が得られないこと等から、既に当委員会の年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの決定に基づき平成21年4月22日付け年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、「母親はアルツハイマー病と診断されており、申立人の保険料納付について、明確な回答を得ることができないことから再申立てをする。」と主張しているが、前回の決定は母親の供述以外の諸事情も踏まえて総合的に判断した結果である。

また、今回の申立てを踏まえ、基礎年金番号以外の申立人の国民年金手帳記号番号の払出しの有無について再調査したところ、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡は確認できない。

さらに、今回の申立てに際し、申立人から新たな資料の提出及び供述は無い。これらの事情及び新たに収集した関連資料等を総合的に判断すると、委員会

の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年3月から平成元年5月までの期間及び平成2年2月から4年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年3月から平成元年5月まで
② 平成2年2月から4年1月まで

母は、私が結婚するまで、私の年金記録に空白期間が無いように、仕事を退職する都度、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を毎年一括して納付してくれていた。申立期間について、国民年金の未加入期間となっていることに納得ができないので、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年4月24日に払い出されており、資格取得日は、申立人の所持する国民年金手帳及びオンライン記録において平成4年3月25日となっていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であるため、保険料を納付することができない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出時点において、申立期間①及び申立期間②の一部については、時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の母親からも、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況についての具体的な供述は得られなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年7月から16年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年7月から16年6月まで

私は、毎年、国民年金保険料の全額免除を申請しているが、申立期間については未納と記録されている。

以前、全額免除の申請のためにA区役所へ行った際に、「申請時期がまだ早い。自動的に免除になる。」と言われた記憶がある。

申立期間については、免除申請しているはずなので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料について、「全額免除の申請のためにA区役所へ行った際に、自動的に免除になると言われた記憶がある。」と供述しているが、申立人が供述するような1回の手続で次年度以降も改めて免除申請手続をする必要が無くなった「継続的免除申請方式」が導入されたのは平成17年7月以降であることから、申立人の供述とは一致しない上、申立人の免除申請手続及び国民年金保険料免除承認通知書の受領に関する記憶もあいまいである。

また、申立人は、全額免除の申請のためにA区役所に行った際に、「申請時期がまだ早いと言われた記憶がある。」と供述しているところ、オンライン記録によると、平成10年度から14年度までの全額免除の申請は、当該年度の4月又は5月に行われていることが確認できること、14年度については、申請免除（学生等の場合を除く。）の取扱いが変更され、申請免除の承認期間の終期（最長）は、従前までの取扱いでは「平成15年3月まで」となるところであるが、「15年6月まで」に延長されたことから、申立期間前の15年4月又は同年5月に免除申請の手続のため同区役所へ行ったことがうかがえるものの、この時点では、申立期間に係る全額免除の申請ができなかったものと推認される。

さらに、平成15年7月以降において申立人が申立期間の国民年金保険料に係る免除申請手続を行ったことを示す関連資料は無い上、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年9月16日から54年3月5日まで
② 平成2年1月11日から同年2月8日まで

申立期間①について、私は、A社（現在は、B社）C事業所に勤務していた昭和55年か56年ごろに、同社C事業所の人事主任から53年9月から54年2月までの6か月間の厚生年金保険料が未納となっていると言われ、当該期間の保険料を同社C事業所からの給料から天引きで納付した。申立期間②について、平成5年か6年ごろに、D社会保険事務所（当時）から、私の自宅に「2年1月の厚生年金保険料が納まっていない。」との連絡があり、同事務所に振込みで納付した。申立期間①及び②について、厚生年金保険料を納付しているので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、「当該期間中はどこの事業所にも勤務をしていない。」と供述していることから、当該期間において厚生年金保険被保険者として保険料を納付するには、当時の厚生年金保険法第15条第1項に定める第四種被保険者の資格を取得することが必要である。

しかしながら、申立人は、E社を退職した時点において厚生年金保険被保険者期間が5か月しかなく、厚生年金保険法第15条第1項に規定する第四種被保険者となるための要件（退職時に10年以上の被保険者期間があること。）を満たしていなかったため、当時は、制度上第四種被保険者となることはできなかった。

また、B社では、「社会保険業務については、本社で一括処理をしており、事業所の人事主任が申立人の年金記録を知ることは無く、厚生年金保険の空白期間の保険料を給与から控除することは無い。」と回答しているほか、同社では当該期間の賃金台帳を保管しておらず、保険料控除については確認できない。

さらに、当該期間、A社C事業所の人事主任で、申立人に厚生年金保険料の未納期間があると教示したとされる者は、「申立内容について知らない。」と供

述している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、申立人は、「当該期間中はどこの事業所にも勤務をしていない。」と供述していることから、退職後に厚生年金保険被保険者として保険料を納付するには、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 43 条第 2 項に基づく要件（昭和 16 年 4 月 1 日以前に生まれた者であって、昭和 61 年 4 月 1 日現在において厚生年金保険の被保険者であった者等）を満たし、第四種被保険者資格を取得することが必要である。

しかしながら、当時申立人は、上記附則第 43 条第 2 項に規定するいずれの要件にも該当していないことから、第四種被保険者の資格を取得することはできない。

また、D年金事務所は、「納付督促の連絡をすることは無かったと考える。」と回答している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 9 月 30 日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち昭和 46 年度から 48 年度まで給与は毎年上がっていたが、社会保険事務所（当時）の記録によると、46 年 10 月に 8 万円であった標準報酬月額が、47 年 4 月から同年 9 月まで 5 万 2,000 円、同年 10 月から 48 年 9 月まで 7 万 2,000 円に下がっているため、申立期間における標準報酬月額記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社発行の昭和 48 年 8 月分及び同年 9 月分の給与計算書の写し並びに「昭和 48 年度市町村民税・県民税特別徴収税額の納税者への通知書」の写しから、申立人は、申立期間において、オンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

また、複数の同僚は、「標準報酬月額が下がったのは、昭和 47 年にA社の賞与の支給回数が 4 回から 2 回に変わったためだと思う。」と供述しているところ、当時、賞与については、厚生年金保険法第 3 条第 1 項第 3 号及び第 4 号において「年 4 回以上の賞与は報酬に含め、4 回未満の賞与は報酬に含めず保険料賦課の対象とされない。」と規定されていたことから、同社の年間賞与支給回数の変更に伴い、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、引き下げられたと考えられる。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立期間におけるほぼすべての被保険者の標準報酬月額が申立人と同じ昭和 47 年 4 月に下がっていることが確認できる。

加えて、企業年金連合会が保管しているA厚生年金基金に係る標準報酬月額の記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が社会保険事務所の記録と同じであることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において、給与から申立人の主張する標準報酬

月額に基づいた厚生年金保険料を控除されていた事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年11月3日から27年7月1日まで

私は、昭和22年11月からA社で見習いとして勤め、書籍の整理、店の掃除をしていた。会社には33年11月末まで勤務していたのに、社会保険事務所（当時）の記録によると、22年11月から27年6月までの約5年間の厚生年金保険加入記録が抜けているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社のホームページに、同社は昭和23年6月に設立と記載されていること及び申立人が同社で同じ仕事をしていた同僚は、「申立人とは同社の創業当時から寝食を共にして仕事をしていた。」と供述していることから、申立人が申立期間のうち同年6月から27年7月1日までの間において、同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿及び事業所記号順索引簿によると、A社は、昭和27年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同社の事業主及び申立人が記憶する同僚における厚生年金保険の資格取得日は、同年7月1日であることが確認できる。

また、A社は、「申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については分からない。」と回答しているとともに、複数の同僚は、「申立期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年3月1日から39年1月1日まで
② 昭和39年1月1日から同年10月1日まで

私は、昭和33年3月から38年12月までA社（現在は、B社）で勤務し、39年1月から同年9月において同社の関連会社であるC社で勤務していた。申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が、1万円となっている。入社後、少しずつ昇給していったと記憶していることから申立期間中の標準報酬月額がずっと1万円のままであったはずがないので調査の上、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、標準報酬月額がずっと1万円のままであったはずはないと申し立てているところ、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の標準報酬月額は、昭和33年3月1日の被保険者資格取得時は8,000円であり、その後、9,000円、1万円と改定されていることが確認できる。なお、オンライン記録において、申立人の昭和39年9月以前の標準報酬月額に関する記録が1万円とされていることについては、厚生年金保険法（昭和44年法律第78号）附則第3条により、標準報酬月額が1万円未満の場合はこれを1万円とする取扱いとされていることによる。

また、B社は、「当該期間の給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料は保管していないため不明である。」と回答している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、B社から提出のあったC社への失業保険被保険者転入受理通知書（転入年月日 昭和39年1月1日）の写しによると、転入時における賃金月額見込額が2万2,000円と記載されていることが確認できること

から、当該期間における申立人の給与支給額は、標準報酬月額1万円を上回る金額であった可能性は否定できない。

しかしながら、申立人と同時期にA社からC社に転入した同僚のオンライン記録によると、同社の資格取得時における標準報酬月額は、転入前の資格喪失時の標準報酬月額と同額となっており、当時の社会保険事務担当者も同様の記録となっていることから、A社からC社に転入した者については、転入前の標準報酬月額と同額で加入手続をしていたことがうかがえる。

また、B社は、「厚生年金保険料の控除額を確認できる資料は保管していない。」と回答しているほか、当時の社会保険事務担当者は既に死亡しており、当該期間における厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、連絡の取れた同僚からも、当該期間におけるC社の社会保険事務手続及び厚生年金保険料控除に関する供述は得られなかった。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

和歌山厚生年金 事案 524 (事案 72 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年ごろから 48 年 6 月ごろまで
② 昭和 47 年ごろから 51 年 4 月ごろまで

私は、申立期間において会社を変わりながら勤務していたが、厚生年金保険の加入期間について照会申出書を提出したところ、該当記録が見当たらない旨の回答や一部期間についてのみ該当記録有りの回答をもらった。申立期間について厚生年金保険に加入していたという記憶があり、勤務していたことは事実なので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしいとして、第三者委員会に申し立てたところ、申立期間のうち、A社の期間のみが認められた。

しかしながら、申立期間に勤務していたことは事実であることから、申立期間①については、B社で勤務したときに携わった業務に係る資料を提出するので、また申立期間②については、C社D事業所における同僚に再度確認した上で、申立期間①及び②について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①のB社に係る申立てについては、申立人は従業員証明書(証明書有効期間 昭和 45 年 6 月 1 日から 48 年 6 月 1 日)を所持していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できるものの、i) 同社は既に解散しているため、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び供述が得られないこと、ii) 同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは 45 年 8 月 1 日であること等から、また、申立期間②のC社D事業所に係る申立てについては、申立人は、同社における名刺を所持しており、同社D事業所の所長を鮮明に記憶していることから、同社に勤務していたことは推認できるものの、i) 同社から提出のあった申立人に係る資格取得届及び資格喪失届の写しは社会保険事務所(当時)の記

録と一致している上、同社は、「保険料控除についても厚生年金記録どおりの控除であった。」と回答していること、ii) 同社は「申立人が在職中に途中喪失しているのは、査定によりいったん固定給のない職制に移行し、その後、査定により通常の職制に復帰したものと推察します。」と回答していること、iii) 申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料等が無いこと等から、既に当委員会の決定に基づく平成20年9月18日付け年金記録の訂正は必要でない(当初の申立期間のうち、昭和33年9月1日から37年9月1日までの期間及び39年9月1日から41年9月1日までの期間についてはあっせんする必要があるが、今回の申立期間については訂正する必要がない) とする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、申立期間①については、B社において勤務していた当時に携わった業務の不動産登記簿謄本を提出し、また、申立期間②については、勤務していた当時の同僚からの供述を強く希望しており、それらを新たな資料及び有力な周辺事情として主張している。

しかしながら、申立期間①について、今回新たに提出されたB社に勤務していた当時携わった業務の不動産登記簿謄本からは、当該期間において事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない。

また、申立期間②について、申立人が今回、聴取を強く希望した同僚は、「当時のことは記憶していない。」と回答しており、前回の委員会の決定を覆す供述は得られなかった。

これらの事情及び新たに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等は見当たらず、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。